

## 埼玉県特用林産施設体制整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、特用林産施設等の放射性物質汚染について対策を講じ、安定的な生産・供給体制を整備するため、「埼玉県特用林産施設体制整備事業」を実施する林業事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金対象事業)

- 第2条 補助の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

### (交付申請書の様式及び提出時期)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとするものに対して通知するものとする。

### (添付書類の省略)

- 第4条 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

### (軽微な変更)

- 第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更以外の変更とする。

### (事業変更の承認申請)

- 第6条 補助事業者は、規則第6条第1項の規定により知事の付した条件に基づき、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容変更について知事の承認を受けようとするときは、様式第2号の補助事業変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

### (交付決定通知書の様式)

- 第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

### (状況報告)

- 第8条 補助事業者は知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式及び提出時期)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は補助事業の完了後30日以内とする。

(概算払い等の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときには、様式第5号請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等について証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の提出部数及び提出先)

第12条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類の提出部数は、正本1部とし、埼玉県農林部森づくり課、埼玉県川越農林振興センター及び埼玉県秩父農林振興センターの長又は寄居林業事務所の長に提出するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第13条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から適用する。

この要綱は、平成28年9月1日から適用する。

この要綱は、平成30年5月9日から適用する。

この要綱は、令和元年8月9日から適用する。

この要綱は、令和3年5月13日から適用する。

この要綱は、令和4年9月1日から適用する。

別表

事業	経費	事業細目	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
特 用 林 産 施 設 体 制 整 備 事 業	森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費（事務費を除く）	特用林産施設体制整備事業 1 生産資材の導入 ア原木栽培	事業費の 1/3 以内	事業費の 30% を超える増減	施設設置場所の変更
		イ菌床栽培	事業費の 1/4 以内 ただし、国や県による出荷制限・出荷自粛が指示されている市町村、その隣接等市町村及び特定被災地方公共団体の市町村に限る。		
		2 放射性物質の防除対策	事業費の 1/2 以内		

様式第 1 号

令和 年度埼玉県特用林産施設体制整備事業補助金交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

下記により埼玉県特用林産施設体制整備事業補助金 円の  
交付を受けたいので、要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙 1 のとおり
- 3 事業完了（予定）年月日
- 4 収支予算 別紙 2 のとおり

別紙 1

事業の内容及び経費の配分

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

別紙 2

収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	積算の基礎	備考
	円		
合 計			

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	積算の基礎	備考
	円		
合 計			

様式第2号

令和 年度埼玉県特用林産施設体制整備事業 変更承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名所及び代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった埼玉県特用林産施設体制整備事業について、下記の理由により事業内容及び経費の配分の変更承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更事項

様式第3号

令和 年度埼玉県特用林産施設体制整備事業 補助金交付決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県特用林産施設体制整備事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法
- 3 条件



様式第4号

令和 年度埼玉県特用林産施設体制整備事業 補助金実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度埼玉県特用林産施設体制整備事業が完了したので、埼玉県特用林産施設体制整備事業補助金交付要綱の第9条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 1 補助事業の名称             | 埼玉県特用林産施設体制整備事業  |
| 2 補助金の交付決定額           | 金 円              |
| 3 補助事業の完了年月日          | 令和 年 月 日         |
| 4 補助事業の成果             | 別紙1 (成績書) のとおり   |
| 5 補助事業に要した経費の精算に関する事項 | 別紙2 (収支精算書) のとおり |

別紙1

令和 年度埼玉県特用林産施設体制整備事業 成績書

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

別紙2

収支精算書

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比較増(△) 減	備考
計				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比較増(△) 減	備考
計				

(3) 県補助金精算

精算事業費	補助率	精算補助金	概算払受領額	差引補助金 未受領 (返還) 額	備考

様式第 5 号

令和 年度埼玉県特用林産施設体制整備事業補助金 概算払請求書

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった埼玉県特用林産施設体制整備事業補助金について、下記の金額を概算払によって交付されたく請求します。

記

金 円

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。